

議会運営委員会会議録

(令和5年12月14日)

愛南町議会

愛南町議会議会運営委員会会議録

本日の会議 令和5年12月14日(木)
招集場所 議員協議会室

出席委員

委員長	吉村直城	副委員長	尾崎恵一
委員	吉田茂生	委員	石川秀夫
委員	金繁典子	委員	山下正敏

欠席委員

なし

出席委員外議員

議長 佐々木史仁

傍聴委員外議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長 本多幸雄 局長補佐 小松一恵

説明のため出席した者

(総務課)

課長 立花慶司

(企画財政課)

課長 清水雅人

本日の委員会に付した案件

- (1) 議事日程について
- (2) 議案の概要説明とその取り扱いについて
- (3) その他

開会 10時00分

閉会 10時14分

○尾崎副委員長 皆さん、おはようございます。

それでは、所定の時間となりましたので、ただいまから第4回の議会運営委員会を開催いたします。

会議に先立ちまして、委員長より御挨拶をお願いいたします。

○吉村委員長 おはようございます。

全員の委員さん、御出席いただきましてありがとうございます。

聞くところによりますと、インフルエンザが小中学校で非常にはやっているそうでございます。どうか、事務局も一人インフルエンザで休んでいるようなので、体に注意して、明日、最終議会、よろしくをお願いいたしたいと思います。

では、ただいまから、議会運営委員会を開催させていただきます。

いつもながら、建設的な御意見をいただきますようお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

○尾崎副委員長 それでは早速、協議事項に入ってまいります。

進行、取りまとめ、委員長、よろしく願いをいたします。

○吉村委員長 それでは、早速でございますが、会議の次第のとおり入らせていただきたいと思います。

まず、協議事項の議事日程についてでございますが、会議録署名議員、最終日の明日は、12番、山下議員、13番、那須議員、2名の方に決定いたしたいと思います。これについてはよろしゅうございますね。

(「はい」と言う者あり)

○吉村委員長 それでは、12番、山下議員、13番、那須議員ということでお願いいたします。

次に、議案の概要説明とその取り扱いについてでございますが、理事者提案に関するものが1案、条例改正の1案が出ております。

本日、理事者提案に係る議案について、立花総務課長のほうから説明を求めたいと思います。

それでは、総務課長、よろしく申し上げます。

○立花総務課長 それでは、追加議案、第66号議案、愛南町手数料徴収条例の一部改正について説明をします。

本案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が、令和5年12月6日に公布されたことから、条例の一部を改正するものであります。

改正の内容を、3ページ、4ページの新旧対照表によりお示ししておりますが、本籍地以外の自治体に戸籍証明書等を交付請求することができる制度などが導入されることから、字句の改め及び追加、発行事務、証明書の交付事務、閲覧事務に関する規定などを追加するものであります。

当日は、中田町民課長が提案説明をします。

以上で、私からの説明を終わります。

○吉村委員長 はい。総務課長のほうから説明がありました。

これについて御質疑等ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○吉村委員長 それでは、ないようですので、これについては終了いたします。

次に、一般会計の補正予算の議案についてなんですが、この追加議案ではございませんけども、追加説明があるということなので、企画財政課長に御出席を賜っております。

それでは、清水企画財政課長のほうから説明をお願いします。

○清水企画財政課長 それでは、補正予算について追加の説明をさせていただきます。

実はこれ、初日の定例会において提案説明は終わっておりますが、それから、住民税の非課税世帯等に対する臨時特別給付金、これのもう御承知かもしれませんが、国の動きが非常に流

動的でございまして、提案説明の内容と若干異なるような交付になろうかと思っておりますので、その件について、明日、議案の審議の前に説明したいと考えております。

といいますのは、今のところ非課税世帯ということで予算組みをしておりますが、さらにこの中から追加として、今の国の方針としては、住民税の均等割の世帯も対象に含めるということ、それと、その対象世帯の18歳以下の子供にも給付金を1人当たり交付するというような方向で進められておりますので、このことについて触れて説明したいと考えております。

当然、この予算では足りませんので、国の方針が決定すれば、その際には専決予算等の措置をして、速やかな交付に努めたいと考えております。

以上です。

○吉村委員長 説明が終わったんですけども、これについて、何か。

吉田委員。

○吉田委員 一つ確認なんですけども、その最初の非課税世帯の4,300世帯については、これは前もって先にお出しをするということですかね。

○吉村委員長 清水企画財政課長。

○清水企画財政課長 恐らく制度的にそのように先行してすると事務的な問題で煩雑になるおそれがありますので、そこはまた保健福祉課が協議して決めたいと思います。今のこの時点で、先行します、一緒にしますという答弁は、ちょっとできないかと思っております。

以上です。

○吉村委員長 吉田委員。

○吉田委員 大分期待している人がいて、勘違いされている方がいて、国が少し早めに支給をするってことで12月に出るんじゃないかっていう一部の人もいらっしゃるんで、多分そういう形でいくと、かなり遅くなりますよね。1月の末とか2月末までって感じでちょっと伸びていく感じですかね。

○吉村委員長 清水企画財政課長。

○清水企画財政課長 ちょっとタイムスケジュール的なこと、ちょっと私では分かりかねますので、また本会議などで聞いていただきたらと思います。

以上です。

○吉村委員長 質問の途中なんですけど、議会運営に関することでもよろしく願いをいたしたいと思っております。

ほかに、ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○吉村委員長 それではこの件に関しては終わります。

次に、議会提案に関するものが3案出ております。報告が1案、意見書1案、所管申出が1案。それでは事務局のほうから説明を求めたいと思っております。

本多局長。

○本多事務局長 説明させていただきます。

報告なんですけど、陳情審査報告書(陳情第7号)の総務文教常任委員会の委員長報告は採択です。陳情の趣旨にあります無償化の根拠を憲法の条文とする部分については、必要がないとする意見が添えられた報告となっております。

発議第1号、学校給食の無償化を求める意見書は、総務文教常任委員会において議決された意見書の委員会提出の議案であります。そのため、追加日程ではなくて、既に日程第13に掲載させていただいております。

あと、閉会中の所管事務調査の3案が出そろっております。

以上です。

○吉村委員長 本多事務局長のほうから説明がありました。この件について、何か御質問ございま

すか。ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○吉村委員長 それではこの件については、そういうことでよろしく願いをいたします。

次に、議案の審議方法に入らせていただきます。

第57号議案の一般会計補正予算につきましては、初日の8日に提案理由の説明を終えております。よって、最終日は通常質疑から始めますが、先ほどの企画財政課長の説明のとおり、追加説明をしてから質疑を行うということにいたしたいが、この件については御了承いただきたいんですが、いかがですか。

(「はい」と言う者あり)

○吉村委員長 よろしいですか。

それでは、そのように企画財政課長、よろしく、そのように決定をさせていただきます。

次に、日程第12、陳情第7号の委員会報告は、先ほど局長のほうからもありましたが、採択です。

陳情の議決の際は、委員長報告に対する質疑、討論、採決で陳情を採択することに賛成ということを経るということによろしゅうございましょうか。

(「はい」と言う者あり)

○吉村委員長 それでは、採決で陳情を採択することに賛成をということで決定をさせていただきます。

次に、日程第13、委員会提出議案の意見書については、通常と同じ趣旨説明、質疑、討論、採決の進行でよろしゅうございましょうか。

(「はい」と言う者あり)

○吉村委員長 それでは、いつもどおり趣旨説明、質疑、討論、採決ということで決定をさせていただきます。

それでは、執行部ありがとうございました。退席をお願いします。

(執行部退席)

○吉村委員長 それでは、その他に移らせていただきますが、まず、令和5年の第3回定例会最終日、9月15日の発言保留の件について、議長のほうから報告があります。

佐々木議長。

○佐々木議長 私のほうから報告をさせていただきます。

発言取消し留保の件なんですが、去る令和5年第3回定例会の最終日の9月15日の本会議中ですね、特別委員会設置の質疑の中での石川議員の発言の一部について、議長として不穏当の発言として判断し、会議の終わりに、後刻記録を調査する措置をすることにしますと、発言取消しを留保する取扱いとしておりました。

このたび、会議録の素案ができましたので、議長として発言が確かであったかどうかを確認し、石川議員御本人に発言取消しするかどうか確認をいたしました。その結果、石川議員は、発言の訂正もしましたし、取消しはしないとのことでしたので、議事録には発言をそのまま記載することにしました。

以上、報告といたします。

○吉村委員長 今、佐々木議長のほうから報告のとおりでございます。

この件について、どうですか、何かありますか。これによろしゅうございましょうか。もし、あれだったら。

山下委員。

○山下委員 この発言については、本人の、確認ですが、本人の同意がなければ、これは削除できないということではないんですかね。

○吉村委員長 本多局長。

○本多事務局長 発言の訂正とか取消しにつきましては、基本的には会期中に行うのが本当です。ただ、この場合、ここに書いてありますとおり、ここに先ほど、議長のほうが報告されましたとおり、発言取消し留保ということで、最後に、後刻記録を調査して措置することになりますという発言をされておりますので、これにつきましては会期後でもできるということになっております。

発言の取消しについてなんですが、基本的には、議長のほうが発言の取消し命令をすることはできるんですが、それに対して、御本人が承諾するという流れで、最終的には取消しされるのが通常となっております。ただ、内容によって、明らかに差別的な発言であるとか、そういったものについては議長の権限で取消しすることもできることだったと思っております。

以上です。

○吉村委員長 はい。

○山下委員 ということはもう、議長の判断でそれはできるということですよ。はい、分かりました。

○吉村委員長 ほかに何かありますか。この件につきましては、これで議長報告どおりでよろしゅうございますか。

(「はい」と言う者あり)

○吉村委員長 休憩も取らずそのままやっただけですけども、別によろしゅうございますね。

(「はい」と言う者あり)

○吉村委員長 それでは、そういうことでよろしくお願いをいたしたいと思います。

その他ですが、何かほかにございますか。執行部うか、事務局のほうでない。

ほか、委員の方、ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○吉村委員長 それでは、ないようでございますので、本日、議会運営委員会をこれで閉会をいたします。御協力ありがとうございました。お疲れさまでした。

委員長